

# とちぎ産業振興協議会

## 役員・顧問・アドバイザー名簿、会則

- ・ とちぎ自動車産業振興協議会…………… 400
- ・ とちぎ航空宇宙産業振興協議会…………… 402
- ・ とちぎ医療機器産業振興協議会…………… 404
- ・ とちぎ光産業振興協議会…………… 406
- ・ とちぎ環境産業振興協議会…………… 408

# とちぎ自動車産業振興協議会役員・顧問・アドバイザー名簿

## 顧問（5団体）

名	称	企 業 名
顧	問	いすゞ自動車（株） 栃木工場
顧	問	日産自動車（株） 栃木工場
顧	問	ホンダエンジニアリング（株）
顧	問	本田技研工業（株） パワートレインユニット製造部
顧	問	（株）本田技術研究所 四輪R&Dセンター

## 幹事（23団体）

名	称	企 業 ・ 団 体 等 名
代 表 幹 事		栃木県
幹 事		菊地歯車（株）
幹 事		（株）キリウ
幹 事		GKNドライブラインジャパン（株）
幹 事		（株）中村製作所
幹 事		（株）ニッコークリエート
幹 事		パナソニックデバイスタイコー（株）
幹 事		（株）深井製作所
幹 事		村田発條（株）
幹 事		（株）真岡製作所
幹 事		（株）ヨロズ栃木
幹 事		足利工業大学
幹 事		宇都宮大学
幹 事		小山工業高等専門学校
幹 事		関東職業能力開発大学校
幹 事		帝京大学
幹 事		（株）足利銀行
幹 事		（株）栃木銀行
幹 事		（公社）栃木県経済同友会
幹 事		（公財）栃木県産業振興センター
幹 事		（一社）栃木県商工会議所連合会
幹 事		栃木県商工会連合会
幹 事		栃木県中小企業団体中央会

## アドバイザー（2団体）

名	称	団 体 等 名
アドバイザー		関東経済産業局
アドバイザー		ジェトロ栃木貿易情報センター

# とちぎ自動車産業振興協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「とちぎ自動車産業振興協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、本県内の企業や大学、産業支援機関等が連携したネットワークの形成により、自動車関連産業に係る交流や情報交換等の場を創出するとともに、中小企業の技術力の向上や人材育成・確保、販路の拡大を支援をすることにより、本県自動車産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産学官連携による相互交流、情報交換、各種連携の場の創出
- (2) 関連企業と行政、産業支援機関等の連携による人材の育成・確保
- (3) 中小企業の技術力の高度化等に向けた研究開発の促進
- (4) 技術展示会等の開催や会員企業の情報発信等による販路開拓支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 栃木県内の自動車関連企業及びこれから自動車産業に参入しようとする企業
- (2) 栃木県の自動車産業の振興に協力しようとする大学、金融機関、行政機関、産業支援機関等

(入会及び退会)

第5条 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を代表幹事に提出するものとする。

2 会員は、別に定める退会届を代表幹事に提出して、退会することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1 団体
  - (2) 幹事 25 団体以内
- 2 代表幹事及び幹事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 代表幹事は、本会を代表し、会務を総括する。

(任期)

第7条 役員は任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

(総会)

第8条 総会は、本会の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) その他、本会の事業運営に関する重要事項

- 2 総会は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数（委任状を提出した上で欠席の場合を含む）により成立する。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、代表幹事の決するところによる。

(とちぎ自動車産業振興プロジェクト推進会議)

第9条 本会に、「とちぎ自動車産業振興プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、幹事、顧問で構成する。
- 3 推進会議は必要に応じて代表幹事が招集し、代表幹事の指名する者が議長となる。
- 4 推進会議は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他代表幹事が必要と認める事項について審議、処理する。

(部会)

第10条 本会の円滑な事業推進のため、各種調査、調整等を行う部会を置くことができる。

2 前項に掲げる部会は、必要に応じて代表幹事が設置する。

(顧問等)

第11条 本会の事業等に関して助言を得るため、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 前項に掲げる職については、必要に応じて代表幹事が委嘱する。

(庶務)

第12条 本会の庶務は、栃木県産業労働観光部工業振興課及び（公財）栃木県産業振興センターにおいて処理する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第14条 会費は無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等は徴収する。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、代表幹事が別に定める。

附 則

この会則は、平成19年12月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年 6月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年 5月28日から施行する。

# とちぎ航空宇宙産業振興協議会役員・顧問・アドバイザー名簿

## 顧問（6団体）

名	称	企 業 名
顧	問	富士重工業（株）
顧	問	富士通（株） 那須工場
顧	問	東京計器（株） 那須工場
顧	問	（株）UACJ鋳鍛 鋳鍛工場
顧	問	（株）神戸製鋼所 真岡製造所
顧	問	栃木航空宇宙懇話会

## 幹事（20団体）

名	称	企 業 ・ 団 体 等 名
代 表 幹 事		栃木県
幹 事		櫻護謨（株）
幹 事		三菱日立パワーシステムズ精密鋳造（株）
幹 事		神和アルミ工業（株）
幹 事		（株）三洋製作所
幹 事		（株）サン テクノロジー
幹 事		加冶金属工業（株）
幹 事		エーシーエム栃木（株）
幹 事		足利工業大学
幹 事		宇都宮大学
幹 事		小山工業高等専門学校
幹 事		関東職業能力開発大学校
幹 事		帝京大学
幹 事		（株）足利銀行
幹 事		（株）栃木銀行
幹 事		（公社）栃木県経済同友会
幹 事		（公財）栃木県産業振興センター
幹 事		（一社）栃木県商工会議所連合会
幹 事		栃木県商工会連合会
幹 事		栃木県中小企業団体中央会

## アドバイザー（3団体）

名	称	団 体 等 名
アドバイザー		関東経済産業局
アドバイザー		（一財）日本宇宙フォーラム
アドバイザー		ジェトロ栃木貿易情報センター

# とちぎ航空宇宙産業振興協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「とちぎ航空宇宙産業振興協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、栃木県内の企業や大学、産業支援機関等が連携したネットワークの形成により、航空宇宙関連産業に係る交流や情報交換等の場を創出するとともに、中小企業の技術力の向上や人材育成・確保、販路の拡大を支援することにより、本県航空宇宙産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産学官連携による相互交流、情報交換、各種連携の場の創出
- (2) 関連企業と行政、産業支援機関等の連携による人材の育成・確保
- (3) 中小企業の技術力の高度化等に向けた研究開発の促進
- (4) 技術展示会等の開催や会員企業の情報発信等による販路開拓支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 栃木県内の航空宇宙関連企業及びこれから航空宇宙産業に参入しようとする企業
- (2) 栃木県の航空宇宙産業の振興に協力しようとする、大学、金融機関、行政機関、産業支援機関等

(入会及び退会)

第5条 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を代表幹事に提出するものとする。

2 会員は、別に定める退会届を代表幹事に提出して、退会することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1 団体
  - (2) 幹事 20 団体以内
- 2 代表幹事及び幹事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 代表幹事は、本会を代表し、会務を総括する。

(任期)

第7条 役員は任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(総会)

第8条 総会は、本会の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) その他、本会の事業運営に関する重要事項

- 2 総会は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数（委任状を提出した上で欠席の場合を含む）により成立する。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、代表幹事の決するところによる。

(とちぎ航空宇宙産業振興プロジェクト推進会議)

第9条 本会に、「とちぎ航空宇宙産業振興プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、幹事、顧問で構成する。
- 3 推進会議は必要に応じて代表幹事が招集し、代表幹事の指名する者が議長となる。
- 4 推進会議は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他代表幹事が必要と認める事項について審議、処理する。

(部会)

第10条 本会の円滑な事業推進のため、各種調査、研究等を行う部会を置くことができる。

2 前項に掲げる部会は、必要に応じて代表幹事が設置する。

(顧問等)

第11条 本会の事業等に関して助言を得るため、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 前項に掲げる職については、必要に応じて代表幹事が委嘱する。

(庶務)

第12条 本会の庶務は、栃木県産業労働観光部工業振興課及び（公財）栃木県産業振興センター総合支援部新事業支援課において処理する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第14条 会費は無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等は徴収する。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、代表幹事が別に定める。

附 則

この会則は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年 5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年 5月28日から施行する。

# とちぎ医療機器産業振興協議会役員・顧問・アドバイザー名簿

## 役員（20団体）

名	称	企 業 ・ 団 体 等 名
会	長	東芝メディカルシステムズ（株）
副	会 長	（株）ナカニシ
副	会 長	マニー（株）
幹	事	富士フイルムオプティクス（株） 佐野工場（H28.4.1～富士フイルムテクノプロダクツ（株））
幹	事	金子メディックス（株）
幹	事	（株）鎌田スプリング
幹	事	（株）シオダ
幹	事	（株）スズキプレシオン
幹	事	栃木精工（株）
幹	事	ヒロセ電子システム（株） 那須工場
幹	事	足利工業大学
幹	事	宇都宮大学
幹	事	国際医療福祉大学
幹	事	自治医科大学
幹	事	帝京大学
幹	事	獨協医科大学
幹	事	（株）足利銀行
幹	事	（株）栃木銀行
幹	事	（公財）栃木県産業振興センター
幹	事	栃木県

## 顧問（1個人）

名	称	団 体 等 名
顧	問	栃木県知事

## アドバイザー（6団体）

名	称	団 体 等 名
アドバイザー		（一社）栃木県医師会
アドバイザー		（一社）栃木県歯科医師会
アドバイザー		関東経済産業局
アドバイザー		（公財）医療機器センター
アドバイザー		栃木県薬事工業会
アドバイザー		NPO法人 医工連携推進機構
アドバイザー		ジェトロ栃木貿易情報センター

# とちぎ医療機器産業振興協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「とちぎ医療機器産業振興協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、本県内の企業や大学、産業支援機関等が連携したネットワークを形成し、医療機器関連産業に係る交流や情報交換等の場を創出するとともに、中小企業の技術力の向上や人材育成・確保、販路の拡大を支援することにより、本県医療機器産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産学官連携による相互交流、情報交換、各種連携の場の創出
- (2) 関連企業と行政、産業支援機関等の連携による人材の育成・確保
- (3) 中小企業の技術及び医療機器の高度化等に向けた研究開発の促進
- (4) 技術展示会等の開催や会員企業の情報発信等による販路開拓支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 栃木県内の医療機器関連企業及びこれから医療機器産業に参入しようとする企業
- (2) 栃木県の医療機器産業の振興に協力しようとする大学、金融機関、行政機関、産業支援機関等

(入会及び退会)

第5条 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 団体
  - (2) 副会長 3 団体以内
  - (3) 幹事 25 団体以内（会長、副会長を含む。）
- 2 役員は、会員の中から総会において選任する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定める順序により、会長に職務執行上の支障が生じたときはその職務を代行する。

(任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(総会)

第8条 総会は、本会の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

- (1) 会則の改廃

(2) 事業計画及び事業報告の承認

(3) その他、本会の事業運営に関する重要事項

- 2 総会は、会長が招集し、会長の指名した者が議長の任にあたる。
- 3 総会は、会員の過半数（委任状を提出した上で欠席の場合を含む。）により成立する。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(とちぎ医療機器産業振興プロジェクト推進会議)

第9条 本会に「とちぎ医療機器産業振興プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、幹事の企業・団体等から選出された実務担当者で構成する。
- 3 推進会議の招集及び運営は、会長が指名した幹事が行う。
- 4 推進会議は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理する。

(部会)

第10条 本会の円滑な事業推進のため、各種調査、研究等を行う部会を置くことができる。

2 前項に掲げる部会は、必要に応じて会長が設置する。

(顧問等)

第11条 本会の事業等に関して助言を得るため、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 前項に掲げる職については、必要に応じて会長が選任する。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、栃木県産業労働観光部工業振興課及び（公財）栃木県産業振興センターに置く。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第14条 会費は無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等は徴収する。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成21年3月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月28日から施行する。

## とちぎ光産業振興協議会役員・顧問・アドバイザー名簿

### 役員（13団体）

名	称	企 業 ・ 団 体 等 名
会	長	宇都宮大学
副	会 長	キャノン（株） 宇都宮事業所
副	会 長	KOIDE JAPAN（株） 佐野事業所
副	会 長	富士フイルムオプティクス（株） 佐野工場
幹	事	ギガフォトン（株）
幹	事	JX金属プレシジョンテクノロジー（株） 那須工場
幹	事	（株） 栃木ニコン
幹	事	足利工業大学
幹	事	帝京大学
幹	事	（株） 足利銀行
幹	事	（株） 栃木銀行
幹	事	（公財） 栃木県産業振興センター
幹	事	栃木県

### 顧問（1個人）

名	称	団 体 等 名
顧	問	栃木県知事

### アドバイザー（3団体）

名	称	団 体 等 名
アドバイザー		関東経済産業局
アドバイザー		国立研究開発法人産業技術総合研究所
アドバイザー		ジェトロ栃木貿易情報センター



# とちぎ光産業振興協議会会則

## (名称)

第1条 本会は、「とちぎ光産業振興協議会」と称する。

## (目的)

第2条 本会は、栃木県内の企業や大学、産業支援機関等が連携したネットワークを形成し、光関連産業に係る交流や情報交換等の場を創出するとともに、中小企業の技術力の向上や人材育成・確保、販路の拡大を支援することにより、本県光産業の振興を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産学官連携による相互交流、情報交換、各種連携の場の創出
- (2) 関連企業と行政、産業支援機関等の連携による人材の育成・確保
- (3) 光産業の振興及び関連する中小企業の技術力向上に向けた研究開発の促進
- (4) 会員企業の情報発信やビジネスマッチング等による販路開拓支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 本会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 栃木県内の光産業関連企業及びこれから光産業に参入しようとする企業（製造業又はソフトウェア業）
- (2) 栃木県の光産業の振興に協力しようとする大学、金融機関、行政機関、産業支援機関等

## (入会及び退会)

第5条 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 団体
- (2) 副会長 3 団体以内
- (3) 幹事 20 団体以内

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定める順序により、会長に職務執行上の支障が生じたときはその職務を代行する。

## (任期)

第7条 役員は、任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

## (総会)

第8条 総会は、本会の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) その他、本会の事業運営に関する重要事項

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、会員の過半数（委任状を提出した上で欠席の場合を含む）により成立する。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (とちぎ光産業振興プロジェクト推進会議)

第9条 本会に「とちぎ光産業振興プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、役員、企業・団体等から選出された実務担当者で構成する。

3 推進会議の招集及び運営は、会長又は会長が指名した者が行う。

4 推進会議は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理する。

## (部会)

第10条 本会の円滑な事業推進のため、各種調査、研究等を行う部会を置くことができる。

- 2 前項に掲げる部会は、必要に応じて会長が設置する。

## (顧問等)

第11条 本会の事業等に関して助言を得るため、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 前項に掲げる職については、必要に応じて会長が選任する。

## (事務局)

第12条 本会の事務局は、栃木県産業労働観光部工業振興課、栃木県産業技術センター及び(公財)栃木県産業振興センターに置く。

## (事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (会費)

第14条 会費は無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等は徴収する。

## (その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、平成21年6月17日から施行する。

# とちぎ環境産業振興協議会役員・顧問・アドバイザー名簿

## 役員（12団体）

名	称	企 業 ・ 団 体 等 名
会	長	足利工業大学
副	会 長	桑名商事(株)
副	会 長	東京電力(株)栃木総支社 (H28.4.1～東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社)
幹	事	(株)東光高岳 小山事業所
幹	事	(株)バンテック
幹	事	古河産機システムズ(株) 小山栃木工場
幹	事	宇都宮大学
幹	事	帝京大学
幹	事	(株)足利銀行
幹	事	(株)栃木銀行
幹	事	(公財)栃木県産業振興センター
幹	事	栃木県

## 顧問（1個人）

名	称	団 体 等 名
顧	問	栃木県知事

## アドバイザー（3団体）

名	称	団 体 等 名
ア	ドバイザー	関東経済産業局
ア	ドバイザー	国立研究開発法人産業技術総合研究所
ア	ドバイザー	ジェトロ栃木貿易情報センター

# とちぎ環境産業振興協議会会則

## (名称)

第1条 本会は、「とちぎ環境産業振興協議会」と称する。

## (目的)

第2条 本会は、栃木県内の企業や大学、産業支援機関等が連携したネットワークを形成し、環境関連産業に係る交流や情報交換等の場を創出するとともに、中小企業の技術力の向上や人材育成・確保、販路の拡大を支援することにより、本県環境産業の振興を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産学官連携による相互交流、情報交換、各種連携の場の創出
- (2) 関連企業と行政、産業支援機関等の連携による人材の育成・確保
- (3) 環境産業の振興及び関連する中小企業の技術力向上に向けた研究開発の促進
- (4) 会員企業の情報発信やビジネスマッチング等による販路開拓支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 本会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 栃木県内の環境産業関連企業及びこれから環境産業に参入しようとする企業（製造業又はソフトウェア業）
- (2) 栃木県の環境産業の振興に協力しようとする大学、金融機関、行政機関、産業支援機関等

## (入会及び退会)

第5条 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 団体
- (2) 副会長 3 団体以内
- (3) 幹事 20 団体以内

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定める順序により、会長に職務執行上の支障が生じたときはその職務を代行する。

## (任期)

第7条 役員は、任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

## (総会)

第8条 総会は、本会の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) その他、本会の事業運営に関する重要事項

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、会員の過半数（委任状を提出した上で欠席の場合を含む）により成立する。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (とちぎ環境産業振興プロジェクト推進会議)

第9条 本会に「とちぎ環境産業振興プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、役員企業・団体等から選出された実務担当者で構成する。

3 推進会議の招集及び運営は、会長又は会長が指名した者が行う。

4 推進会議は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理する。

## (部会)

第10条 本会の円滑な事業推進のため、各種調査、研究等を行う部会を置くことができる。

2 前項に掲げる部会は、必要に応じて会長が設置する。

## (顧問等)

第11条 本会の事業等に関して助言を得るため、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 前項に掲げる職については、必要に応じて会長が選任する。

## (事務局)

第12条 本会の事務局は、栃木県産業労働観光部工業振興課、栃木県産業技術センター及び(公財)栃木県産業振興センターに置く。

## (事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (会費)

第14条 会費は無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等は徴収する。

## (その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、平成22年3月16日から施行する。